

まちづくり懇談会（新可燃ごみ処理施設整備事業）

1. 事業の必要性

神栖市と鹿嶋市が共同で広域処理を行っている可燃ごみ（可燃性一般廃棄物）を処理するRDFセンターは、供用開始から約18年から19年が経過し更新時期を迎えているほか、RDF製造の際に大量の灯油を消費しており、低炭素化社会を目指す国の取組みに沿えないことなどが課題となっています。

このようなことから、可燃性ごみ処理施設の方向性について、構成市でRDF化の現状と課題及びごみ処理施設にかかるコスト等の観点から検討したところ、RDF化処理より焼却処理が有効であると判断し、可燃ごみのRDF化を止め、焼却処理に移行することが望ましいという結果に至りました。

新可燃ごみ処理施設整備事業につきましては、これまでどおり神栖市と鹿嶋市の2市の共同事務として鹿島地方事務組合において実施してまいります。

2. 新可燃ごみ処理施設の概要

項目	内容								
事業名	新可燃ごみ処理施設整備事業								
施設の種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設								
建設予定地	神栖市東和田21-3地内 10,000 m ² ※なお、公告日現在、建設予定地は鹿島共同再資源化センター株式会社（以下、「KRC」という。）の所有地である。建設予定地の取得については、KRCでの機関決定が必要となる。								
施設概要	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>処理対象物</td> <td>可燃ごみ、可燃残渣、し尿等汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>全連続運転式ストーカ炉</td> </tr> <tr> <td>処理能力</td> <td>230t/日（115t/24h×2炉）</td> </tr> <tr> <td>エネルギー回収方法</td> <td>発電及び場内温水等</td> </tr> </tbody> </table>	処理対象物	可燃ごみ、可燃残渣、し尿等汚泥、災害廃棄物	処理方式	全連続運転式ストーカ炉	処理能力	230t/日（115t/24h×2炉）	エネルギー回収方法	発電及び場内温水等
処理対象物	可燃ごみ、可燃残渣、し尿等汚泥、災害廃棄物								
処理方式	全連続運転式ストーカ炉								
処理能力	230t/日（115t/24h×2炉）								
エネルギー回収方法	発電及び場内温水等								
総事業費	15,787百万円（令和2年度～5年度） ＜内訳＞国庫補助額：3,560百万円，起債額：7,049百万円 神栖市負担額：2,993百万円，鹿嶋市負担額：2,185百万円 ※総事業費は本体工事，施工監理，土地購入，移転補償，土地賃借に係る費用 ※上記起債額は鹿島地方事務組合において起債する ※その他，神栖・鹿嶋両市に1カ所ずつ中継施設の整備を予定								
負担割合	神栖市：57.8% 鹿嶋市：42.2%（均等割10%，人口割90%） ※令和2年4月1日現在の常住人口：神栖市95,321人，鹿嶋市67,080人								

3. 今後のスケジュール

期 日	内 容
令和2年10月 ～	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の決定（10/26） 生活環境影響調査，都市計画決定に係る説明会（11/8） 整備事業着手
令和6年4月	施設稼働（予定）

※ごみの分別方法については，新施設の稼働までに取りまとめ，お知らせいたします。

4. ごみ収集について

1) 集積所に出された可燃ごみの収集

これまでと同様に家庭の可燃ごみは集積所に搬出していただき，市の委託業者が回収する予定です。

■ごみ収集車

収集地域	搬入施設
神栖地域（旧神栖町の区域）	新可燃ごみ処理施設
波崎地域（旧波崎町の区域）	中継施設（波崎RDFセンター）

2) 処理施設への直接搬入

家庭及び事業所の可燃ごみを施設へ直接搬入する場合は，下記のとおり想定しています。なお，新可燃ごみ処理施設の稼働後，施設周辺で交通渋滞が頻繁に発生する際は，搬入調整が必要になる場合があります。

収集地域	搬入施設
神栖地域（旧神栖町の区域）	新可燃ごみ処理施設
波崎地域（旧波崎町の区域）	中継施設（波崎RDFセンター）

5. 新可燃ごみ処理施設建設予定地位置図

